

国立大学法人福井大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給される給与のうち、期末特別手当(ボーナス)については、役員の本給等に、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、学長がその職務実績に応じ、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

改定なし

理事

これまで事務局長兼務役員の本給は一般職本給表(一)を適用していたが、総務・企画担当理事及び財務・施設担当理事の職務を経営・大学改革担当理事(事務局長兼務)が一体的に担当することとなり、これに伴い同理事の本給を役員本給表適用とした。
この改定は、平成19年4月1日からの適用とした。

理事(非常勤)

改定なし

監事

該当者なし

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 16,792	千円 11,928	千円 4,829	千円 24 (通勤手当) 11 (寒冷地手当)	4月1日		
A理事	千円 14,222	千円 10,116	千円 4,095	千円 11 (寒冷地手当)	4月1日		
B理事	千円 14,570	千円 10,116	千円 4,095	千円 11 (寒冷地手当) 348 (単身赴任手当)	4月1日		
C理事	千円 13,259	千円 9,408	千円 3,808	千円 43 (通勤手当)	4月1日		
D理事 (非常勤)	千円 898	千円 888	千円	千円 10 (通勤手当)	4月1日	3月31日	
E理事 (非常勤)	千円 888	千円 888	千円	千円	4月1日	3月31日	
F理事 (非常勤)	千円 888	千円 888	千円	千円	4月1日	3月31日	※
A監事 (非常勤)	千円 893	千円 888	千円	千円 5 (通勤手当)	4月1日	3月31日	
B監事 (非常勤)	千円 893	千円 888	千円	千円 5 (通勤手当)	4月1日	3月31日	

注:「前職」欄の「※」は、独立行政法人等の退職者(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)の対象法人を退職した者)であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

職員数の適正化を図りつつ、国及び他の国立大学法人の給与水準との均衡を図り、適正な人件費の管理に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

一般職の職員の給与に関する法律を受ける国家公務員の給与水準を考慮し、決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職務評価等の結果を踏まえ、昇格、昇給の実施及び勤勉手当の成績率の決定を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
昇格	勤務成績が良好で、かつ、昇格基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。ただし、上位の級に決定される資格を有するに至った場合は、その資格に応じた級に昇格させることができる。
昇給(特別昇給)	1月1日に、前1年間における職員の勤務成績に応じて、4号給を標準として上位の号給に昇給させることができる。
賞与:勤勉手当(査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6箇月以内の期間における職員の勤務成績に応じて、支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

①初任給を中心に若年層に限定した本給月額の上上げ(中高年齢層は据置き)
指定職本給表を除く各本給表について、次のとおり初任給を中心に若年層に限定して引き上げた。

ア. 一般職本給表(一)

改定率 1級1.1%, 2級0.6%, 3級0.0%, 4級以上は改定なし

イ. 教育職本給表(一)

改定率 1級0.1%, 2級0.1%, 3級0.0%, 4級以上は改定なし

ウ. 教育職本給表(二)

改定率 2級0.1%, 3級以上は改定なし

エ. 教育職本給表(三)

改定率 2級0.1%, 3級0.0%, 4級以上は改定なし

オ. その他の本給表

一般職本給表(一)との均衡を基本に改定

②子等に係る扶養手当の上上げ

配偶者以外の扶養親族に係る月額を、一人につき6,000円から6,500円に引き上げた。

③勤勉手当(ボーナス)の支給割合の上上げ

12月期の支給割合を100分の72.5から100分の77.5に引き上げた。

注:上記の改定は、①及び②については平成19年4月1日から、③については平成19年12月1日からの適用とした。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 1,156	歳 43.9	千円 6,786	千円 4,887	千円 52	千円 1,899
事務・技術	人 267	歳 45.7	千円 6,012	千円 4,347	千円 74	千円 1,665
教育職種 (大学教員)	人 483	歳 48.0	千円 8,593	千円 6,153	千円 40	千円 2,440
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 271	歳 35.2	千円 4,755	千円 3,452	千円 50	千円 1,303
技能・労務職種	人 31	歳 48.5	千円 5,292	千円 3,847	千円 64	千円 1,445
教育職種 (附属高校教員)	人 19	歳 47.0	千円 7,694	千円 5,603	千円 63	千円 2,091
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 23	歳 41.8	千円 6,787	千円 4,954	千円 41	千円 1,833
医療職種 (医療技術職員)	人 60	歳 39.1	千円 5,375	千円 3,900	千円 61	千円 1,475
その他医療職種 (看護師)	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
指定職種	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

<常勤職員について>

注:1. 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

2. 「技能・労務職種」とは、自動車運転手、調理師、検査助手、看護助手等の業務を行う職種を示す。
3. 「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。
4. 「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。
5. 「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。
6. 「その他医療職種(看護師)」については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人員以外は記載していない。

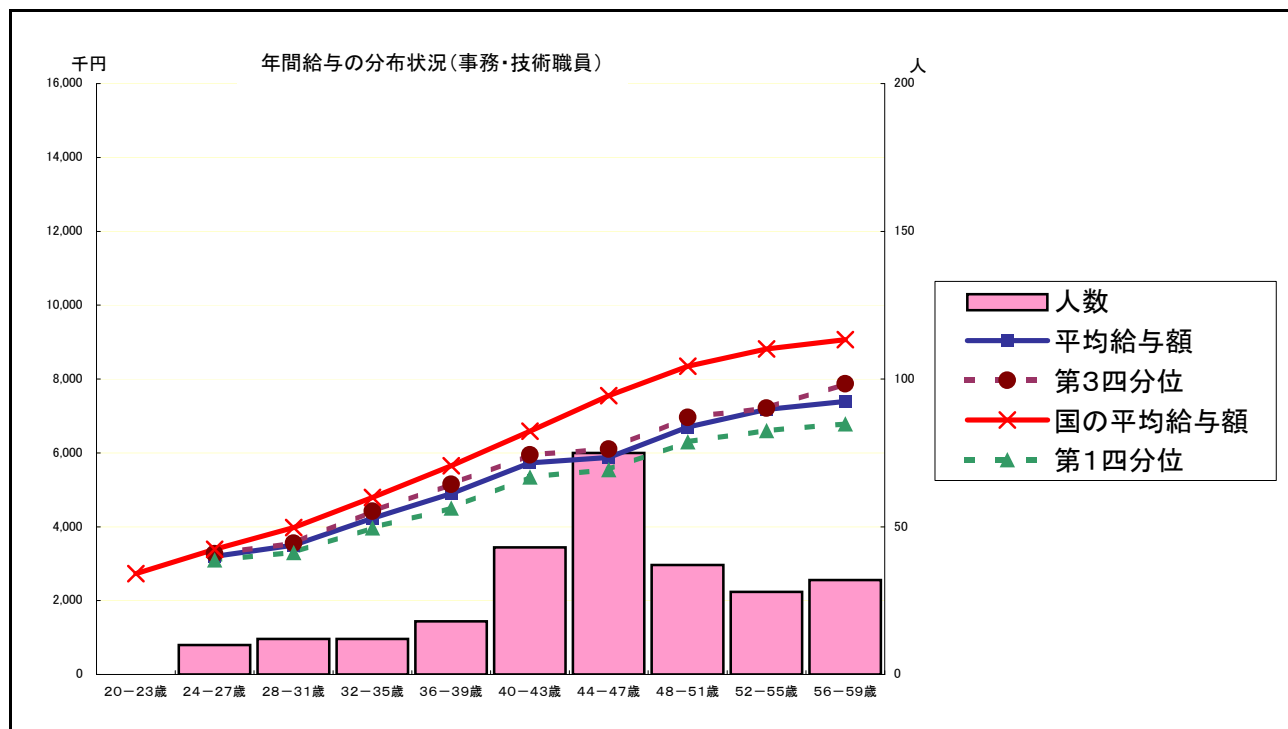
<在外職員・任期付職員・再任用職員について>

在外職員、任期付職員及び再任用職員の各区分については、該当者がいないため記載を省略した。

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	32	37.5	3,757	2,786	66	971
事務・技術	7	53.1	3,693	2,752	98	941
教育職種 (大学教員)	1					
医療職種 (病院医師)	2					
医療職種 (病院看護師)	8	42.8	4,663	3,395	51	1,268
医療職種 (医療技術職員)	13	27.6	3,250	2,393	66	857
その他医療職種 (看護師)	1					

注:「教育職種(大学教員)」、「医療職種(病院医師)」及び「その他医療職種(看護師)」については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
〔在外職員, 任期付職員及び再任用職員を除く。以下, ⑤まで同じ。〕

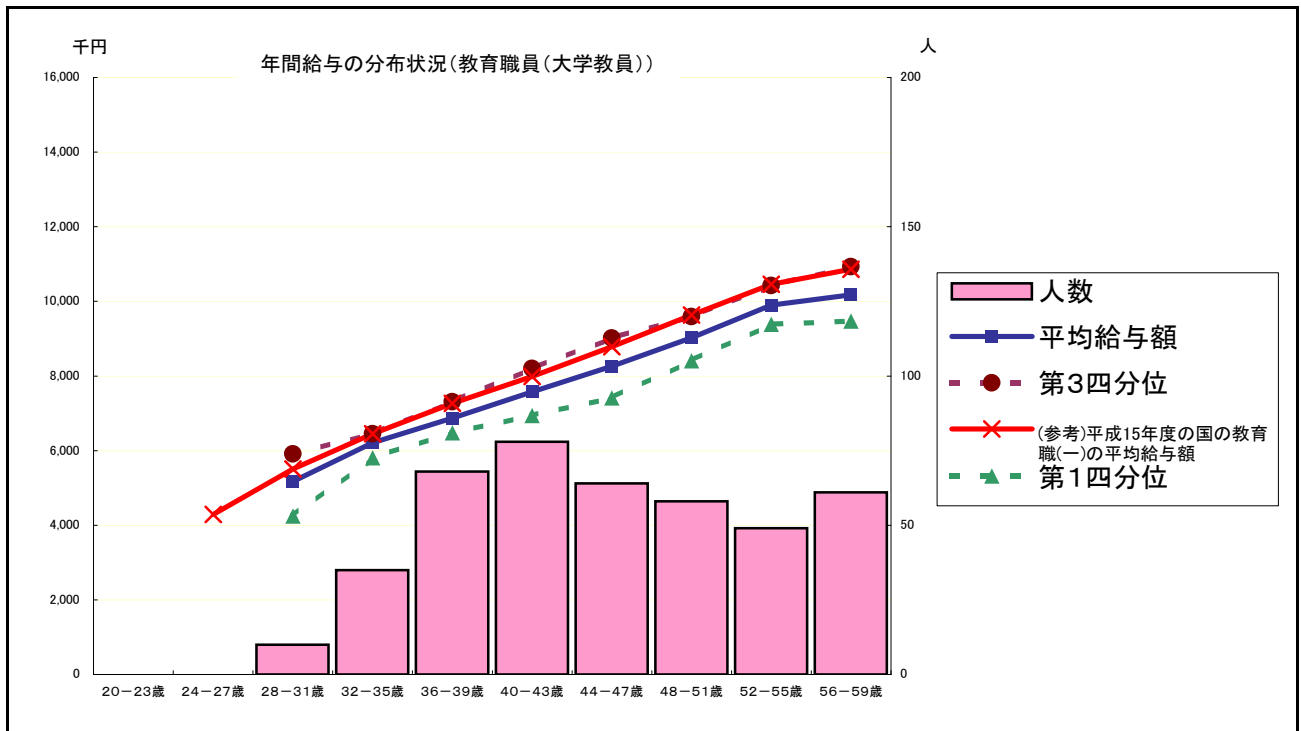


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下, ⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

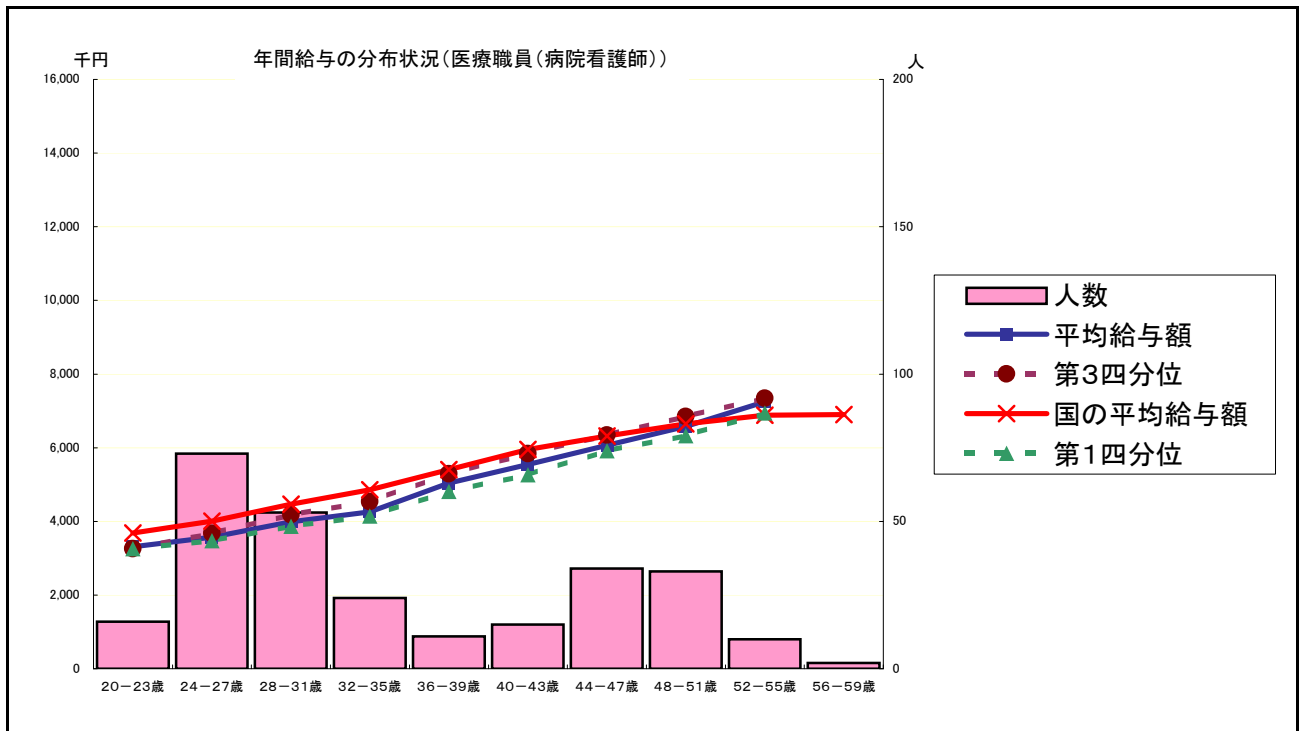
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
部長	3	57.2	—	—	10,199	—
課長	18	54.2	7,778	8,211	8,211	8,621
課長補佐	18	54.6	6,979	7,088	7,088	7,206
係長	127	48.6	5,878	6,275	6,275	6,627
主任	68	42.0	5,135	5,274	5,274	5,550
係員	33	31.3	3,261	3,749	3,749	3,974

注:1. 部長の該当者は3人のため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 年間給与額の第1・第3分位については表示していない。
2. 「課長」には, 課長相当職である「室長」を, 「課長補佐」には, 課長補佐相当職である「室長補佐」をそれぞれ含む。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
教授	181	56.1	9,811	10,460	10,986		
准教授	130	45.2	7,860	8,299	8,989		
講師	53	43.7	6,944	7,481	8,030		
助教	109	40.1	6,119	6,459	6,921		
助手	10	46.9	5,323	5,841	6,622		



注:年齢56～59歳の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
看護部長	1		—	—	—	—	—
副看護部長	3	53.5	—	—	7,435	—	—
看護師長	23	50.4	6,716	6,716	6,881	7,076	7,076
副看護師長	50	45.2	5,857	5,857	6,027	6,401	6,401
看護師	194	30.5	3,498	3,498	4,041	4,260	4,260

注1:看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額は表示していない。

注2:副看護部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級
標準的な職位		事務局長	事務局長	部長	部長	課長	課長 課長補佐	課長補佐 係長
人員 (割合)	267	該当者なし ()%	該当者なし ()%	該当者なし ()%	3 (1.1%)	7 (2.6%)	14 (5.2%)	47 (17.6%)
年齢(最高 ～最低)		歳)	歳)	歳)	59)	59)	59)	59)
所定内給 与年額(最高 ～最低)		千円)	千円)	千円)	7,355)	7,272)	6,471)	5,433)
年間給与 額(最高～ 最低)		千円)	千円)	千円)	10,300)	9,883)	8,621)	7,662)
					53)	51)	40)	48)
					7,150)	5,738)	4,934)	4,414)
					10,098)	8,077)	6,979)	6,293)

区分	3級	2級	1級
標準的な職位	係長 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)	158 (59.2%)	28 (10.5%)	10 (3.7%)
年齢(最高 ～最低)	57)	44)	30)
	35)	27)	25)
所定内給 与年額(最高 ～最低)	千円 4,939)	千円 3,587)	千円 2,562)
	3,276)	2,365)	2,164)
年間給与 額(最高～ 最低)	千円 6,897)	千円 4,948)	千円 3,466)
	4,509)	3,256)	2,980)

(教育職員(大学教員))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	教授	准教授	講師	助教 助手	助手 教務職員
人員 (割合)	483	該当者なし () %	181 (37.5%)	128 (26.5%)	55 (11.4%)	112 (23.2%)	7 (1.4%)
年齢(最高 ～最低))	64) 41	63) 34	62) 29	64) 28	53) 31
所定内給 与年額(最 高～最低))	9,701) 5,243	7,159) 4,231	6,400) 3,953	5,615) 2,950	4,627) 3,082
年間給与 額(最高～ 最低))	13,761) 7,534	9,958) 5,924	8,700) 5,486	7,668) 4,060	6,352) 4,246

(医療職員(病院看護師))

区分	計	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		看護部長	看護部長	看護部長 副看護部長	副看護部長 看護師長	副看護師長	看護師	准看護師
人員 (割合)	271	該当者なし () %	1 (0.4%)	3 (1.1%)	23 (8.5%)	50 (18.5%)	194 (71.6%)	該当者なし () %
年齢(最高 ～最低)))	55) 51	56) 44	56) 32	52) 23)
所定内給 与年額(最 高～最低)))	5,291) 5,098	5,321) 4,358	4,929) 3,442	4,547) 2,365)
年間給与 額(最高～ 最低)))	7,497) 7,345	7,335) 6,178	6,854) 4,697	6,336) 3,236)

注:6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載してしない。

④ 賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.5%	65.6%	64.6%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.5%	34.4%	35.4%
	最高～最低	46.9～31.8%	43.9～28.7%	45.3～30.3%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.6%	67.9%	66.8%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.4%	32.1%	33.2%
	最高～最低	40.7～31.0%	37.5～29.0%	37.6～29.9%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	65.5%	67.3%	66.4%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.5%	32.7%	33.6%
	最高～最低	36.7～32.2%	34.7～30.3%	35.6～31.2%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.7%	67.9%	66.9%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.3%	32.1%	33.1%
	最高～最低	36.7～31.1%	35.0～29.2%	35.6～30.1%

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	～	～	～
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.9%	67.3%	66.2%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.1%	32.7%	33.8%
	最高～最低	40.7～31.9%	38.3～29.0%	37.6～31.2%

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

81.9

対他の国立大学法人等

96.2

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

94.4

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

93.1

対他の国立大学法人等

96.9

注:当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い,当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては,すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として,法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい,人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 81.9		
	参考	地域勘案	86.5
		学歴勘案	82.1
		地域・学歴勘案	86.5
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 43.0% (国からの財政支出額 11,946百万円, 支出予算の総額 27,783百万円 :平成19年度予算)		
	【検証結果】 指数は, 対国家公務員及び地域・学歴勘案ともに大きく下回っていることから, 給与水準は適正なものと判断する。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成18年度決算)		
講ずる措置	国からの財政支出規模が大きいことから, 給与水準については今後も対国家公務員指数等を参考に適正化を図っていくものとする。		

○医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 93.1		
	参考	地域勘案	92.0
		学歴勘案	92.3
		地域・学歴勘案	93.0
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 43.0% (国からの財政支出額 11,946百万円, 支出予算の総額 27,783百万円 :平成19年度予算)		
	【検証結果】 指数は, 対国家公務員及び地域・学歴勘案ともに大きく下回っていることから, 給与水準は適正なものと判断する。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成18年度決算)		
講ずる措置	国からの財政支出規模が大きいことから, 給与水準については今後も対国家公務員指数等を参考に適正化を図っていくものとする。		

○教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職俸給表(一))との給与水準(年額)の比較指標 94.3

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与, 報酬等支給総額 (A)	9,656,280	9,903,846	△ 247,566 (△ 2.5)	△ 408,930 (△ 4.1)
退職手当支給額 (B)	713,240	1,123,260	△ 410,020 (△ 36.5)	39,962 (5.9)
非常勤役職員等給与 (C)	1,850,672	1,450,368	400,304 (27.6)	634,319 (52.1)
福利厚生費 (D)	1,377,843	1,411,433	△ 33,590 (△ 2.4)	△ 15,955 (△ 1.1)
最広義人件費 (A+B+C+D)	13,598,035	13,888,907	△ 290,872 (△ 2.1)	249,396 (1.9)

- 注:1. 「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。
2. 「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

- 給与, 報酬等支給総額及び最広義人件費について
 - 給与, 報酬等支給総額の対前年度比減(△2.5%)の要因について
 - 常勤役員数の減(対前年度比:△2名)による。
 - 人員抑制に伴う支給人員減(対前年度比:△41名)による。
 - 最広義人件費の対前年度比減(△2.1%)の要因について
 - (1)のほか、役員退職者の減(対前年度比:△3名)及び職員退職者の減(対前年度比:△18名)に伴う退職手当支給額の減少による。
- 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策は、次のとおりである。

 - 教職員定員の管理について、全学的な視点から最適な定員配置を決定する。
 - 定員管理は、役員会での検討を経て、学長が決定する。
 - 教員, 職員等の定員区分に捕らわれず、必要に応じ定員を計画的・効果的に設定する。
 - 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

なお、人件費削減の取組の進捗状況は、下表のとおりである。

年度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度
給与, 報酬等支給総額 (千円)	10,353,002	9,903,846	9,656,280
人件費削減率 (%)		△ 4.3	△ 6.7
人件費削減率(補正值) (%)		△ 4.3	△ 7.4

- 注:1. 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年, 平成19年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%, 0.7%である。
2. 基準年度(平成17年度)の給与, 報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし。